二　(一)　路線名　東九州自動車道

(二)　道路の区域

区間	後変別更前	敷地の幅員	延長
北九州市門司区大字恒見字九番二から同市大字恒見字九番五まで	後前	一一・五メートル 八・〇メートル	四四キロメートル
延岡市北浦町古江字野地久保畠二七二番二から同市大字古江字波瀬川原三四一四番二まで	後前	一一・五メートル 八・〇メートル	四四キロメートル

(三)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局延岡河川国道事務所

○九州地方整備局告示第二十号

次のように道路の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年二月十五日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成二十五年二月十五日　九州地方整備局長　吉崎　収

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
道東九州自動車道	大分市大字森崎字ヲンジ一番地後から同市大字森崎字一圏原二四九番一まで	九州地方整備局及び同局佐伯河川国道事務所
〃	宮崎市大字恒久字高野一番一から同市大字恒久字高野二番一まで	九州地方整備局及び同局延岡河川国道事務所
〃	延岡市北浦町古江字波瀬川原三四一四番二から同市北浦町古江字野地久保畠二七二番五まで	九州地方整備局及び同局延岡河川国道事務所
〃	延岡市北浦町古江字野地久保畠二七二番五から同市北浦町古江字波瀬川原三四一四番二まで	九州地方整備局及び同局延岡河川国道事務所
〃	宮崎市大字恒久字高野二番一から同市大字恒久字高野一番一まで	九州地方整備局及び同局延岡河川国道事務所
〃	大分市大字森崎字ヲンジ一番地後から同市大字森崎字一圏原二四九番一まで	九州地方整備局及び同局佐伯河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年二月十六日十五時

○北海道開発局告示第十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年二月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年二月十五日　北海道開発局長　関　博之

一　(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百三十二号及び二百三十九号

(三)　道路の区域

区間	後変別更前	敷地の幅員	延長
鬼北海道鹿部町字鬼脇一四四番から同町字鹿部小平一番一まで	後前	一一・九メートル 八・〇メートル	〇〇キロメートル 四四〇メートル

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局留萌開発建設部

○北海道開発局告示第十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年二月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年二月十五日　北海道開発局長　関　博之

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百三十七号	北海道空知郡上富良野町二二九一番二から同町二五五九番二まで	開発建設部北海道開発局及び同局旭川
〃	北海道空知郡上富良野町二二五五八番二から同町三六〇四番二まで	〃
二百三十九号	北海道苫前郡苫前町字六〇林道苫前森林管理署森林計画区内班地内南留萌小平班林小国有林	開発建設部北海道開発局及び同局留萌

供用開始の期日　平成二十五年二月十六日十五時

官庁報告

官庁事項

人事院公示第３号

人事院は、人事院規則２―４（人事院の職員に対する権限の委任）第２項の規定に基づき、人事院規則９―133（平成25年４月１日における号俸の調整）に定める人事院の権限及び所掌事務の一部委任に関し、次のとおり決定した。

平成 25 年２月 15 日

人事院総裁　原　　恒雄

1　委任を受ける職員の職名
　人事院事務総長
2　委任する権限及び所掌事務
　一　人事院規則９―133（平成25年４月１日における号俸の調整）（以下「規則」という。）第１条第３項第１号ハ、ニ若しくはホ、第３号、第４号又は第６号の規定に基づき、人事院が定めることとされている職員について定めること。
　二　規則第１条第３項第７号の規定に基づき、平成19年昇給等抑制職員とする職員について承認すること。
　三　規則第１条第４項第１号、第３号、第４号又は第６号の規定に基づき、人事院が定めることとされている職員について定めること。
　四　規則第１条第４項第７号の規定に基づき、平成20年昇給等抑制職員とする職員について承認すること。
　五　規則第１条第５項第１号、第３号、第４号又は第６号の規定に基づき、人事院が定めることとされている職員について定めること。
　六　規則第１条第５項第７号の規定に基づき、平成21年昇給等抑制職員とする職員について承認すること。
　七　規則第２条の規定に基づき、人事院が定めることとされている職員及び事項について定めること。
　八　規則第３条の規定に基づき、別段の取扱いをすることについて承認すること。
3　委任の効力の発生する日
　平成25年４月１日
4　平成24年人事院公示第２号及び平成24年人事院公示第３号は、廃止する。

公　告

諸　事　項

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 25 年２月 15 日

関東地方整備局長　森北　佳昭

1　処分をした年月日　平成24年11月28日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　日本ファステム株式会社　富澤　秀雄　埼玉県入間郡三芳町藤久保596　国土交通大臣許可（般―20）第11763号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（塗装工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成24年11月28日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 25 年２月 15 日

関東地方整備局長　森北　佳昭

1　処分をした年月日　平成24年11月28日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　日本パーカライジング株式会社　里見　多一　東京都中央区日本橋１―15―１　国土交通大臣許可（特―22）第5768号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成24年11月28日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。